

議案第132号

川崎市北部リハビリテーションセンター及び川崎市百合丘老人いこいの家の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	住所	名称及び代表者名	
川崎市北部リハビリテーションセンター（百合丘障害者センター、百合丘日中活動センター及び百合丘地域生活支援センター） 川崎市百合丘老人いこいの家 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2	川崎市川崎区砂子1丁目10番地2 ソシオ砂子ビル11階	麻生区内複合福祉施設共同事業体  代表者 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 理事長 松本 紘  構成員 特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会 理事長 築根 俊明  構成員 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会 会長 壁 義彰	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

## 参考資料

### 麻生区内複合福祉施設共同事業体の概要

代表者	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
設立	昭和61年2月
資産総額	22億6,824万円
職員数	理事6名、監事2名、常勤職員341名
目的	市と一体となって、川崎市社会福祉事業の推進を図り、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事業実績	(1) 第1種社会福祉事業（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム）の設置経営及び受託経営 (2) 第2種社会福祉事業（身体障害者福祉センター、障害福祉サービス事業、老人福祉センター、老人短期入所事業、老人デイサービス事業、相談支援事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、保育所、児童厚生施設、放課後児童健全育成事業）の設置経営及び受託経営
構成員	特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会
設立	平成17年6月

資産総額	2, 1 1 5 万円
職員数	理事 1 2 名、監事 2 名、常勤職員 1 1 名
目的	誰もが人間らしく当たり前に生きていくための街づくりを目指し、川崎市多摩・麻生区を生活圏とする精神障害者のためのグループホームや地域作業所の運営、地域夕食サービス、共同住居提供等の事業展開、地域社会への啓発・広報活動を行い、さらには就労支援事業、退院促進事業、地域生活支援センターの運営も視野に入れ、精神障害者の地域生活支援を展開することによって保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域活動支援センターの設置経営</li> <li>(2) 共同生活援助及び共同生活介護事業の設置経営</li> <li>(3) 相談支援事業所の設置経営</li> </ol>
構成員	社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会
設立	平成 8 年 4 月
資産総額	6, 7 2 9 万円
職員数	理事 1 5 名、監事 3 名、常勤職員 2 1 名
目的	川崎市麻生区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市麻生老人福祉センターの受託経営</li> <li>(2) 川崎市老人いこいの家の受託経営</li> <li>(3) 川崎市福祉パルあさおの受託経営</li> </ol>